平成２２年（フ）第１６８号
神奈川県大和市渋谷３丁目１番地２　第二グリーンパーク101号
債務者　宮川　昭二
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台５番７―401号
債務者　滝澤　　寛
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１７号
川崎市高津区宇奈根705番地２　テルミーハイツ306、前住所横浜市中区本牧原15番１―505号
債務者　伊藤　広紀
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５号
川崎市川崎区伊勢町15番15号
債務者　駒水　勝亮
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
川崎市多摩区生田８丁目16番17号　ビエント102
債務者　小川　孝雄
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
川崎市麻生区上麻生７丁目43番18―403号
債務者　山城　一也
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
川崎市川崎区江川１丁目11番５号　ファミール幸101
債務者　吉川　絵美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
川崎市川崎区小田２丁目９番11―301号　並木マンション
債務者　小早川光二
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
川崎市川崎区小田２丁目９番11―301号　並木マンション
債務者　小早川康明
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
川崎市川崎区鋼管通１丁目19番10号　ＪＦＥウイング鋼管通寮
債務者　崎浜　秀敬
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
川崎市高津区諏訪２丁目３番７号　桃の実ハイツ203
債務者　金子　　優
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
川崎市幸区小倉1859番地36　スプリングコート小倉102、前住所横浜市鶴見区江ケ崎町５番20―505号
債務者　桑野　和博
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
川崎市多摩区登戸1035番地　第２銀嶺コーポ103
債務者　高柳　　徹
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第９９２号
岡山市中区倉田527番地11　グレースセンチュリー倉田402
債務者　人見　忠志
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０５６号
岡山市北区野田１丁目４番26号　サーパス野田公園702
債務者　新井　弘子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部